

平成28年10月18日

三重県議会議長 中村進一様

中部国際空港拡充三重県議会議員連盟

設立発起人 東



設立発起人 北川裕之



設立発起人 今井智広



設立発起人 中森博文

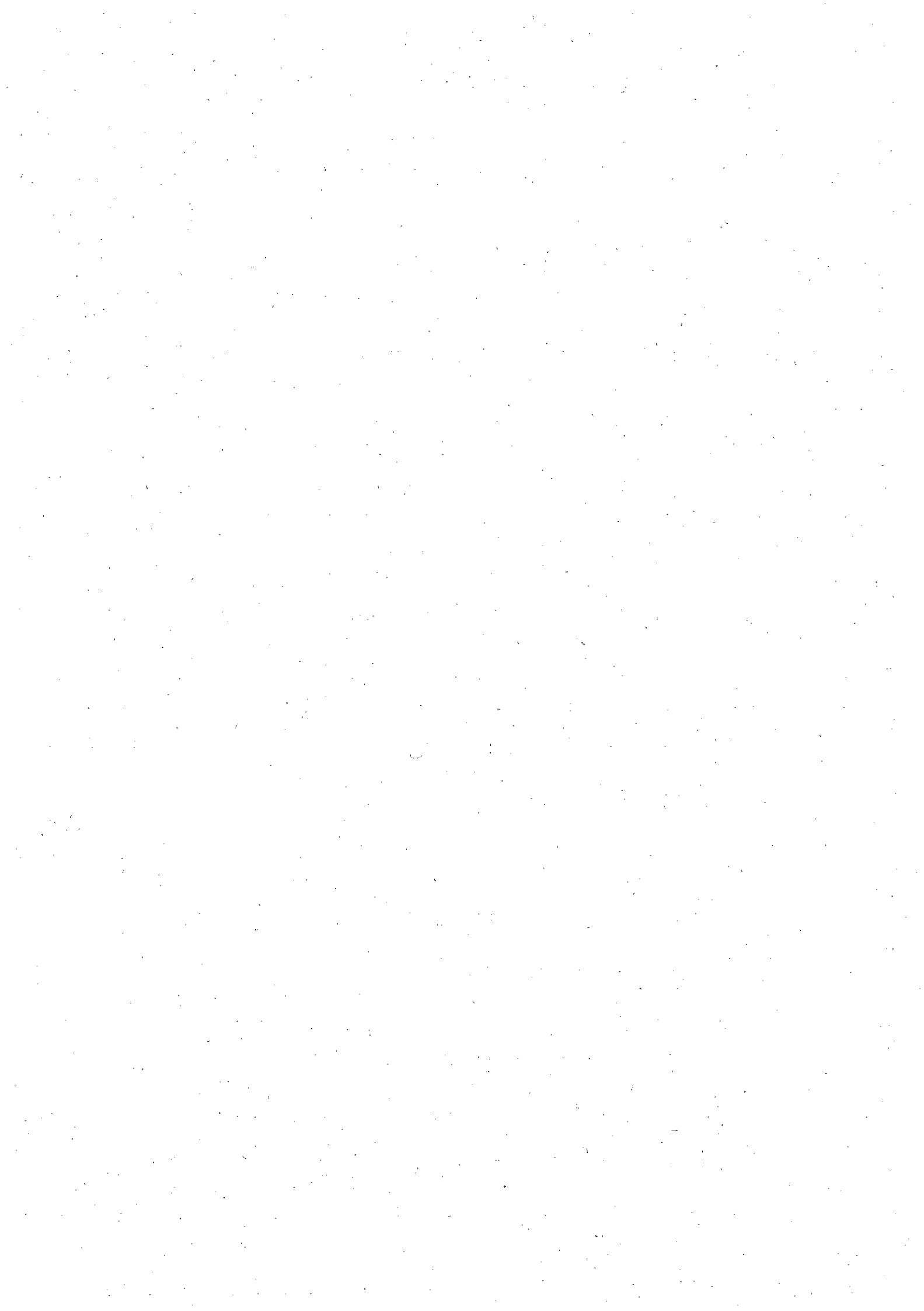


三重県議会議員連盟の設立について

このことについて、下記のとおり議員連盟を設立したいので、三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱第4条第1項の規定により申し出ます。

記

- 1 議員連盟の名称 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟
- 2 設立趣旨書 別添のとおり
- 3 規約案 別添のとおり
- 4 賛同者名簿 別添のとおり



## 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟規約 設立趣意書

中部国際空港は、平成17年2月の開港以来、グローバル化の潮流に対応した航空輸送事業を担い、中部圏における産業経済の基盤強化に重要な役割を果たすとともに、国際交流の拡大を通じて、中部圏の活力の維持・向上に大きく貢献してきた。

また、海上空港としての利点を生かし、大型特殊貨物等の海空一貫輸送を行うことができる空港であり、その存在意義はますます高まっている。

しかしながら、滑走路が一本であることから、滑走路のメンテナンス時間の確保が困難になってきているとともに、ピーク時間帯における受入制約の発生が現実味を帯びてきている。

さらに、近い将来、現滑走路の大規模補修が必要になることも見込まれている。

素材の生産から加工組立まで多数の企業群が立地し、ものづくり産業の集積地であるとともに、本県経済を牽引する産業の一つとして観光関連産業を大きく育てていこうとしている三重県にとって、中部国際空港の二本目滑走路（完全24時間化）を始めとする機能拡充は、物流やインバウンド等の活性化に大きく影響する。

また、「人と事業を呼び込む」ことは、ポストサミットの主要な取組の一つであり、三重の未来を持続的に発展させていくためにも、中部国際空港の機能拡充は必須である。

こうしたことを踏まえ、本県議会においても、中部国際空港の機能拡充を図り、本県における産業経済基盤を強化することで、県政全体の発展に寄与することを目的とする議員連盟の設立を提案するものである。

平成28年10月17日

中部国際空港拡充三重県議会議員連盟 設立発起人

氏名	所属会派
中森博文	自民党
北川裕之	新政ナリ
東豊之	鳩山
今井智友	公明党

## 中部国際空港拡充三重県議会議員連盟規約（案）

### （名 称）

第1条 本連盟は、中部国際空港拡充三重県議会議員連盟と称する。

### （目 的）

第2条 本連盟は、中部国際空港の機能拡充を図り、本県における産業経済基盤を強化することで、県政全体の発展に寄与することを目的とする。

### （事 業）

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中部国際空港の機能拡充等に関する調査研究
- (2) 国等に対する要望活動
- (3) 目的を同じくする他団体との情報交換及び連携
- (4) 前号の他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

### （事務局）

第4条 本連盟の事務局を三重県議会内に置く。

### （会 員）

第5条 本連盟は、第2条の目的に賛意を表する三重県議会議員をもって構成する。

### （役 員）

第6条 本連盟には次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名	事務局長	1名
理事	若干名	監事	2名		

- 2 会長は、総会において会員の中から選出する。
- 3 副会長、事務局長、理事及び監事は、会長が総会に諮って指名する。
- 4 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、会務を統理し、本連盟を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
  - 4 理事は、本連盟の運営にあたる。
  - 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(顧問)

- 第8条 本連盟には、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が総会に諮って委嘱する。

(総会及び役員会)

- 第9条 総会は、本連盟の意思決定機関として、毎年1回会長が招集する。
- 2 会長が必要であると認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
  - 3 役員会は、会長が必要に応じて招集し、本連盟の運営について協議する。

(経費)

- 第10条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(雑則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項が生じた時は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

- 1 本規約は、平成28年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 本規約の施行後最初の役員の任期は、第6条第4項の規定に関わらず、施行日から平成29年5月以降に開催する総会までとする。

中部国際空港拡充三重県議会議員連盟 設立賛同者名簿

選挙区	氏 名	会派	賛同(加入見込み)
津市	杉本 熊野	新政みえ	○
津市	舟橋 裕幸	新政みえ	○
津市	前田 剛志	新政みえ	○
四日市市	田中 智也	新政みえ	○
四日市市	芳野 正英	新政みえ	○
伊勢市	中村 進一	新政みえ	○
伊勢市	廣 耕太郎	新政みえ	○
松阪市	後藤 健一	新政みえ	○
松阪市	中瀬古 初美	新政みえ	○
桑名市・桑名郡	小島 智子	新政みえ	○
桑名市・桑名郡	三谷 哲央	新政みえ	○
鈴鹿市	下野 幸助	新政みえ	○
鈴鹿市	彦坂 公之	新政みえ	○
鈴鹿市	藤田 宜三	新政みえ	○
名張市	北川 裕之	新政みえ	○
尾鷲市・北牟婁郡	津村 衛	新政みえ	○
熊野市・南牟婁郡	藤根 正典	新政みえ	○
いなべ市・員弁郡	日沖 正信	新政みえ	○
三重郡	館 直人	新政みえ	○
多気郡	濱井 初男	新政みえ	○
度会郡	吉川 新	新政みえ	○
	21	小計	21
津市	青木 謙順	自民党	○
津市	前野 和美	自民党	○
四日市市	石田 成生	自民党	○
四日市市	津田 健児	自民党	○
伊勢市	中川 正美	自民党	○
松阪市	田中 祐治	自民党	○
松阪市	野口 正	自民党	○
桑名市・桑名郡	山本 勝	自民党	○
鈴鹿市	小林 正人	自民党	○
名張市	中森 博文	自民党	○
鳥羽市	中村 欣一郎	自民党	○
いなべ市・員弁郡	水谷 隆	自民党	○
志摩市	中嶋 年規	自民党	○
志摩市	山本 敦和	自民党	○
伊賀市	木津 直樹	自民党	○
三重郡	服部 富男	自民党	○
多気郡	西場 信行	自民党	○
度会郡	村林 聰	自民党	○
	18	小計	18
伊勢市	奥野 英介	鷹山	○
尾鷲市・北牟婁郡	東 豊	鷹山	○
熊野市・南牟婁郡	大久保 孝栄	鷹山	○
	3	小計	3
津市	今井 智広	公明党	○
四日市市	山内 道明	公明党	○
	2	小計	2
津市	岡野 恵美	日本共産党	—
四日市市	山本 里香	日本共産党	—
	2	小計	0
亀山市	長田 隆尚	能動	○
	1	小計	1
桑名市・桑名郡	倉本 崇弘	大志	○
	1	小計	1
伊賀市	稻森 稔尚	草の根運動みえ	○
	1	小計	1
	49	合計	47

